

地球にやさしい“ふくしま”県民会議設置要綱

(目的)

第1条 福島県の恵み豊かな環境を保全し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を目指して、県民、民間団体、事業者及び行政等、あらゆる主体が共通認識の下、地球温暖化防止に向けた取組などの環境保全活動を県民運動として積極的に推進するため、地球にやさしい“ふくしま”県民会議（以下「会議」という。）を設置する。

(取組事項)

第2条 会議は、前条の目的を達成するため、会議の構成員それぞれが全ての県民・事業者と連携・協働を図りつつ、2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、一致協力して地球温暖化防止等の環境保全活動に取り組むとともに、次の事項について協議する。

- (1) 地球温暖化防止等の環境保全活動の相互連携に関すること。
- (2) 地球温暖化防止等の環境保全活動に関する情報交換及び連絡調整に関すること。
- (3) 地球温暖化防止等の環境保全活動の取組に関すること。
- (4) その他地球温暖化防止等の環境保全活動の推進に関して必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 会議は、第1条の目的に賛同する団体及び学識経験者をもって構成する。

- 2 会議の委員は、各団体が推薦する者及び学識経験者とする。
- 3 会議の構成団体等は、必要に応じて追加・変更することができる。

(代表)

第4条 会議に代表と副代表を置き、委員の互選によって選出する。

- 2 代表に事故があるときは、副代表がその職務を代行する。
- 3 代表及び副代表の任期は2年とし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて代表が招集する。

- 2 代表は、会議の議長となる。

(会議への出席要請)

第6条 代表は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第7条 会議は、第2条に定めた取組事項について、効果的かつ具体的な手法等の調査・立案や全県的な普及等を行うため、幹事会を設置することができる。

2 幹事会の設置、運営について必要な事項は別に定める。

(地球温暖化対策地域協議会)

第8条 会議は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第40条に基づく「地球温暖化対策地域協議会」の役割を担う。

(地方会議)

第9条 県内における各地方の地球温暖化防止等の環境保全活動の推進を図るため、地方会議を設置することができる。

2 地方会議に関して必要な事項は別に定める。

(庶務)

第10条 会議の庶務は、福島県生活環境部環境共生課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、代表が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年5月22日から施行する。

1 うつくしま環境パートナーシップ会議設置要綱は廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成29年6月28日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年6月15日から施行する。